

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 渡 辺 修

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月23日（火曜日）までに到着するよう折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス 「サピアホール」
(サピアタワー5階)
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第39期^{〔自 平成20年4月1日〕}_{〔至 平成21年3月31日〕}事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期^{〔自 平成20年4月1日〕}_{〔至 平成21年3月31日〕}計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款中一部変更の件
- 第3号議案 取締役16名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.japex.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、年度当初こそ足踏み状態であった景気が、夏頃から弱まり始め、年度末には企業収益の極めて大幅な減少がみられるほか、大規模な雇用調整も進行中であり、総体として急速な悪化が続くという厳しい状況におかれています。

原油C I F 価格は、年度当初の1バレル100ドル近辺から、8月には130ドル台半ばまで上昇したものの、同月をピークに以後急落し、年度末時点では40ドル台半ばで低迷しています。

為替相場は、8月に1ドル110円を上回り年度最安値をつけた後、一転して12月には80円台後半という歴史的な高値水準となり、再度反転して年度末には90円台後半で引けるなど値動きが激しかったものの、秋冬季の原油C I F 価格の低迷が影響し、当社グループの原油販売価格は、前連結会計年度に比べ若干下落しました。

加えて、天然ガスについては、秋からの原油価格の急落に伴う石油製品等の価格下落によって、競合エネルギーとの相対的な競争力は薄らいであり、さらには、経済状況の悪化等に伴い、需要の伸びの鈍化がみられるなど、第3四半期に入り、市場環境は当社グループにとって非常に厳しい状況となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、社会生活に不可欠なエネルギーの長期安定供給を目指して、生産、輸送の安全操業に努めるほか、国内外における効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組み、拡販を続けております。

一方、パイプライン沿線以外の地域に対する天然ガスの供給については、液化天然ガス（LNG）としてタンクローリー輸送及び鉄道を利用したタンクコンテナ輸送により、新規顧客の獲得に努めております。北海道における勇払LNGプラントからの供給についても順調に販売を続けております。

次に、探鉱開発の状況については、国内の探鉱作業として、北海道で1坑、新潟県沖合で3坑の試掘を終了しております。

一方、海外の探鉱開発については、インドネシアのブトン島陸海域において、㈱ジャベックスブトンが地震探鉱作業を実施いたしました。また、スマトラ島北部陸上においては、㈱ジャベックスBlock Aが、ガス田の開発作業開始に向けた準備を進めております。

リビアにおいては、㈱ジャベックスリビアが地中海沿岸の鉱区において試掘作業を実施しております。

イラクにおいては、前連結会計年度に引続き、イラク石油省との間で油田に関する共同スタディー及び技術協力等を実施いたしました。

海外の生産中の主要プロジェクト会社の状況については、まず、カナダのアルバータ州では、カナダオイルサンド㈱が、水平坑井を利用したピチューメンの生産を継続しております。

インドネシアのジャワ島東部海域では、カンゲアン鉱区において、エネルギー メガ プラタマ社が開発作業を行うとともに、原油、ガスの生産を行っております。

また、同じくカリマンタン島東部で㈱ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

さらに、ロシアのサハリン島北東部沖合では、サハリン石油ガス開発㈱が、原油、ガスの生産を行っております。

中国の南海珠江口沖では、新南海石油開発㈱が原油の生産を継続しておりましたが、平成21年2月に生産物分与契約が終了したことにより、共同操業による生産を終結いたしました。

当連結会計年度の業績については、天然ガス及びピチューメン等の販売価格の上昇があったものの、サハリン石油ガス開発㈱からの買入原油販売数量の減少及び原油販売価格の下落等により、原油・天然ガス事業部門の売上高は前連結会計年度比約2.2%減の1,834億7千1百万円となりました。

これに、請負事業部門及びその他事業部門を加えた売上高は、前連結会計年度比約2.7%減の2,021億2千7百万円となりました。

(百万円)

	平成19年度 第38期	平成20年度 第39期	増 減 (%)
(石油・天然ガス関連事業)			
原油・天然ガス事業部門	187,660	183,471	-4,188 (- 2.2)
原油	117,923	102,845	-15,077 (-12.8)
天然ガス	48,982	54,126	5,143 (10.5)
液化天然ガス	10,285	13,412	3,126 (30.4)
ビチューメン	10,468	13,087	2,618 (25.0)
請負事業部門	5,395	4,739	-655 (-12.2)
その他事業部門	14,582	13,916	-666 (- 4.6)
〔連結売上高〕	207,638	202,127	-5,510 (- 2.7)

前記のとおり売上高は減少したものの、天然ガス及びビチューメン等の販売価格上昇等により、売上総利益は前連結会計年度比約5.8%増の676億8千万円となりました。

また、営業利益についても、インドネシアでの地震探鉱作業及び新潟県海上、秋田県、北海道及びフィリピンでの試探掘作業等による探鉱費、販売費及び一般管理費が増加したものの、売上総利益の増益が寄与し、前連結会計年度比約2.4%増の200億9千万円となりました。

一方、経常利益は、持分法投資利益が投資損失に転じたこと、海外投資等損失引当金戻入額の減少及び廃鉱計画の見直しによる廃鉱費用引当金繰入額の増加などにより、前連結会計年度比約17.9%減の223億5千8百万円となりました。

さらに、北海道苫小牧市で探掘を目的に平成20年5月に開坑した沼ノ端8号井において商業量に足る生産量が得られず、同坑井の一部区間を廃坑したこと等により、特別損失を計上したことから、当期純利益は、前連結会計年度比約37.5%減の125億6千万円となりました。

以下、当連結会計年度における概況につき、項目別にご報告いたします。

国内の石油・天然ガス探鉱開発の状況

北海道、秋田県及び新潟県において地下の深部情報を得るべく物理探鉱を実施するとともに、既発見地域の周辺で試掘を実施する等、埋蔵量の確保、増大に全力を注いできました。試探掘作業の状況は次のとおりです。

[試探掘作業の状況]

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道 苫小牧市	沼ノ端(T1)東SK-2	試掘井	H21. 1～H21. 2	(掘削休止)
秋田県 由利本荘市	由利原 ^{SK-19D/ 19DH/19DH-1}	探掘井	H20. 10～H20. 12	成功
新潟県 胎内沖海域	胎内沖MS-1a	試掘井	H20. 5～H20. 7	廃坑
〃 聖籠沖海域	聖籠沖MS-1	〃	H20. 3～H20. 4	〃
〃 新潟沖海域	阿賀野川沖MS-1	〃	H20. 7～H20. 8	〃

海外事業の状況

当連結会計年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの事業状況は次のとおりです。

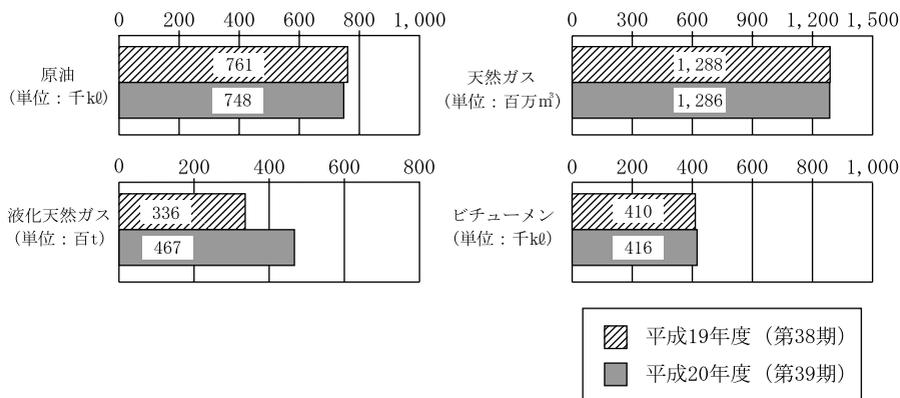
対象国(地域)	会社名	事業状況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。既存油、ガス田より生産中。 事業権益比率 4.375% 年間生産量(権益相当分) 原油 963,890kℓ (42,170kℓ) ガス 4,738百万m³ (207百万m³) (平成20年1月～12月実績)
(スマトラ島北部)	㈱ジャペックスBlock A	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく、メドコ社(インドネシア)及びプレミア社(英国)との共同探鉱開発事業。ガス田開発開始に向けた準備作業。 事業権益比率 16.7%
(ブトン島)	㈱ジャペックスブトン	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく、プレミア社及びクフベック社(クウェート)との共同探鉱開発事業。地震探鉱作業を実施。 事業権益比率 40%
(ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。既存油ガス田の生産及び開発作業を実施。 事業権益比率 100% 年間生産量 原油 19,682kℓ ガス 367百万m³ (平成20年1月～12月実績)
マレーシア (サラワク沖)	JAPEX (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアLNG IIIプロジェクトへの出融資。

対象国（地域）	会社名	事業状況
中国 (南海珠江口沖)	新南海石油開発(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業（他日本2社と共同オペレーター）。平成21年2月に生産物分与契約が終了したことにより、共同操業による陸豊13-1油田の生産を終結。 ・事業権益比率 30% ・年間生産量（権益相当分） 原油 460,637kℓ（138,191kℓ） （平成20年1月～12月実績）
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。開発作業を継続中。 ・事業権益比率 30% ・年間生産量（権益相当分） 原油 11,654,975kℓ（3,496,493kℓ） ガス 1,854百万m³（556百万m³） （平成20年1月～12月実績）
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱区リース契約に基づくオイルサンド探鉱開発事業。ピチューメンを生産。計19ベアより生産中。未開発地域の地質評価作業を実施。 ・事業権益比率 100%（生産中の鉱区分） ・年間生産量 ピチューメン 416,369kℓ （平成20年1月～12月実績）
イラン (イラン海上)	J J I S & N B. V. (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイバック契約に基づくシェル社他との共同開発事業。Soroosh油田 & Nowrooz油田より生産中。 ・事業権益比率 20%
リビア (リビア陸上及び海上)	(株)ジャベックスリビア	<ul style="list-style-type: none"> ・2鉱区における生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。1鉱区は単独、他鉱区は新日本石油開発(株)及び三菱商事(株)との共同探鉱開発事業。地震探鉱作業（176-4鉱区）及び試掘作業（40-3/4鉱区）を実施。 ・事業権益比率 100%（176-4鉱区） 42%（40-3/4鉱区）

原油、天然ガスの生産の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの生産の状況（数量）は次のとおりです。

[当社グループの生産数量]



製品名	平成19年度 第38期	平成20年度 第39期	増減 (%)
原油 [kℓ]	761,636	748,022	-13,613 (-1.8)
天然ガス [千m ³]	1,288,606	1,286,621	-1,984 (-0.2)
液化天然ガス [t]	33,610	46,796	13,185 (39.2)
ビチューメン [kℓ]	410,363	416,369	6,005 (1.5)

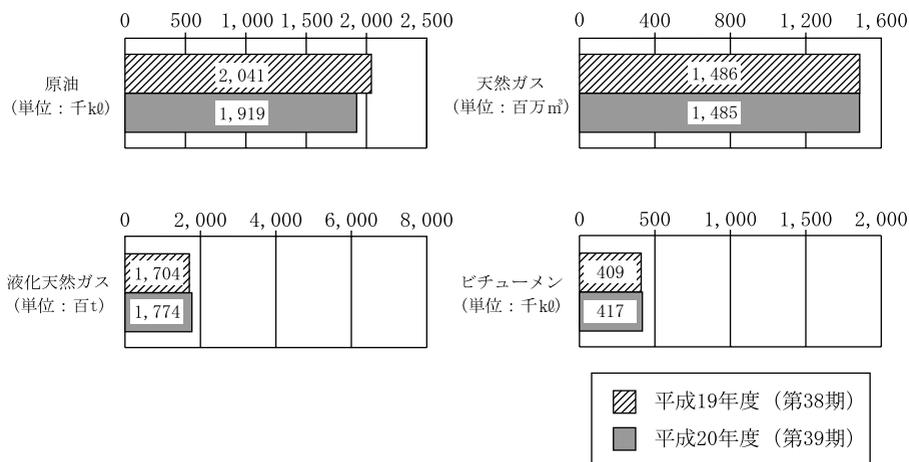
(注) 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船石油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、陸豊13-1油田（新南海石油開発㈱ 中国南海珠江口沖）等です。

原油、天然ガスの販売の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの販売の状況（数量）は次のとおりです。

[当社グループの販売数量]



製品名	平成19年度 第38期	平成20年度 第39期	増減 (%)
原油 [kℓ]	2,041,192	1,919,959	-121,232 (- 5.9)
天然ガス [千m³]	1,486,910	1,485,961	-949 (- 0.1)
液化天然ガス [t]	170,453	177,401	6,948 (4.1)
ピッチューメン [kℓ]	409,743	417,423	7,680 (1.9)

(注) 上記の数量には商品売上の数量が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は309億円（前期417億円）であり、主なものは、勇払油ガス田生産施設増強工事並びに採掘井の掘削作業及び生産施設工事等です。なお、この設備投資額は、商業量に足る生産量が得られず一部区間を廃坑した北海道苫小牧市における採掘井の掘削費用に係る特別損失計上額45億円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、インドネシア カンゲアン鉱区開発資金宛に60億円の長期借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円]（※を除く）

区 分	平成17年度 第36期	平成18年度 第37期	平成19年度 第38期	平成20年度 第39期
売 上 高	138,796	170,018	207,638	202,127
経 常 利 益	31,190	34,705	27,247	22,358
当 期 純 利 益	20,216	20,982	20,097	12,560
1株当たり当期純利益(※)	352円11銭	367円12銭	351円65銭	219円77銭
総 資 産	532,516	578,059	620,946	500,444
純 資 産	386,222	418,929	448,226	378,227
1株当たり純資産額(※)	6,756円00銭	7,185円80銭	7,696円00銭	6,486円85銭

(注) 第37期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
㈱ ジャペックスリビア	3,950	100.0	石油資源の探鉱開発 (リビア国陸上及び海上)
白 根 瓦 斯 ㈱	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市における ガスの製造、供給及び販売
㈱地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱 技術開発
㈱ジャペックスBlock A	1,155	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国スマトラ島北部陸上)
㈱ ジャペックスブトン	540	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国ブトン島陸海域)
㈱物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング 作業請負
エスケイエンジニアリング㈱	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング 業務請負
秋田県天然瓦斯輸送㈱	250	100.0	秋田県におけるパイプライン による天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 ㈱	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管 理、保険及び旅行代理店
㈱ジャペックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北 日 本 オ イ ル ㈱	80	100.0	原油の精製加工及び販売、廃 油の再生処理
J A P E X (U . S .) C o r p . (ジャペックス・ユーエス社)	(千米ドル) 45,000	100.0	マレーシアLNGⅢプロジェ クトへの出融資
北 日 本 防 災 警 備 ㈱	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
カナダオイルサンド㈱	1,682	86.6	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
新 南 海 石 油 開 発 ㈱	400	82.0	石油資源の探鉱開発、生産 (中国南海珠江口沖)
日本海洋石油資源開発㈱	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探 鉱開発、生産

- (注) 1. ㈱ジャペックスブトンは平成20年8月4日付にて4億7千万円(うち資本金への充当額は2億3千5百万円)の増資を行いました。
2. ㈱ジャペックスフィリピンは平成20年12月26日開催の臨時株主総会において、会社解散を決議いたしました。
3. ㈱ジャペックスリビアは平成21年1月9日付にて25億円(うち資本金への充当額は12億5千万円)の増資を行いました。
4. 新南海石油開発㈱は、平成21年2月22日に、生産物分与契約が終了したことにより、共同操業による生産を終結いたしました。
5. JAPEX (U.S.) Corp. は、平成21年2月27日付にて23,000千米ドルの有償減資を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容 (対象地域)
(株) テル ナ イ ト	98	47.0	掘削用調泥剤の製造販売、泥水技術サービス
東北天然ガス(株)	300	45.0	天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J J I S & N B. V. (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 36,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
日本海洋掘削(株)	4,000	34.6	海洋における石油資源の掘削請負
(株)ユニバースガスアンドオイル	9,443	33.4 (40.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	(千米ドル) 52,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)

(注) 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

④ その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容 (対象地域)
サハリン石油ガス開発(株)	22,592	14.5 (28.9)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)
国際石油開発帝石(株)	30,000	11.3 (16.0)	石油資源の探鉱開発、生産

(注) 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

(4) 対処すべき課題

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制を図ることは、探鉱・開発・販売を事業の骨格とする当社において重要な課題です。また、地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化や、電気事業法及びガス事業法の改正に伴う規制緩和の進展等、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、当社は、中期事業計画におきまして、「探鉱・開発の効率的実施と新規鉱量の発見」、「効率的な天然ガス一貫操業システムの強化」、「技術研究開発及び環境問題への取り組み」の3項目を経営目標の中心に位置付け、長期的視点に立った重点経営課題とその達成に向けた取り組み方針を明確化することにより、企業価値のより一層の向上を目指しております。

一方、中期事業計画を公表した平成20年5月以降、米国サブプライムローン問題に端を発した国際金融危機の発生及び世界同時不況の深刻化による円高の進行や国際原油価格の急落により、当社の足元の業績は大幅な低下を余儀なくされるなど、急激な経営環境の変化が生じております。従いまして、油価下落や景気低迷による天然ガス販売量の伸びの鈍化等により、当面の収支低下は避けられない見通しですが、中期事業計画を必要に応じて見直したうえで、探鉱投資等の抑制を通じて利益水準の改善に努めます。また同時に、次の事業展開を見据えて、既存海外プロジェクトの推進による事業価値の最大化に努めるとともに、将来の成長のための新規投資機会の獲得とその遂行能力向上を目指し、人材育成を含む社内体制の充実を図ります。

中期事業計画における経営目標は、以下のとおりです。

【探鉱・開発の効率的実施と新規鉱量の発見】

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し、長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の更なる整備を図ることは、探鉱・開発・販売を事業の骨格とする当社において最も重要な課題です。

大きなリスクを伴う石油・天然ガスの探鉱・開発事業分野において、有望プロジェクトの発掘に努め、効率的な探鉱を実施することにより、石油・天然ガスの新規埋蔵量の発見・確保の実現を目指します。

特に、現在の当社収益の最大の源泉であり価格競争力のある国内埋蔵量の拡大を図るため、国内における石油・天然ガスの探鉱開発の再構築を重点課題として引続き積極的な探鉱開発活動を行うとともに、投資のバランスを考慮しつつ、海外における権益の獲得を通じ新たな収益基盤を確立します。

国内：

北海道、秋田、新潟地域において、地質的ポテンシャル、発展性、経済効果等を勘案するとともに、「大規模ガス埋蔵量の追加を目指した探鉱」と「既存油ガス田周辺でのフィールドグロースを指向した探鉱」を効率よく組み合わせることにより、計画的な探鉱を実施します。

「大規模ガス埋蔵量の発見を目指した探鉱」の対象としては、北海道道央南部・同南方海域の勇払型の構造及び新潟地域におけるグリーンタフ層等を考えております。これらの地質リスクは相対的に高いものの、成功により大幅な埋蔵量の追加が期待されることから、これまでに進めてきた地震探鉱結果を踏まえ、早期の試掘実施に向け重点的な取り組みを行います。

「フィールドグロースを指向する探鉱」の対象としては、北海道勇払地域、秋田県湖西地域及び由利原・鮎川地域、新潟県北蒲原地域及び東新潟沖～岩船沖周辺等を検討しております。個々の油ガス田周辺に想定される埋蔵量は相対的に中規模のものが多く一方、地質リスクが低く、埋蔵量の追加が短期間で収益に結びつけられることから、既存フィールドの生産状況や共同事業者の費用負担を勘案しつつ、作業量を平準化して探鉱を実施します。

海外：

国内埋蔵量の拡大努力の継続に加え、海外事業においても埋蔵量・生産量と収益の拡大を図ることが、長期的に安定した経営基盤を確立するため重要です。

このため、インドネシアを中心とする東南アジア、カナダ、中東、北アフリカ、サハリンを重点地域とし、当該地域内における事業発掘に集中して経営資源を投入するとともに、安定した埋蔵量、生産量並びに収益の確保を目指すため、相対的にリスクが低く投資回収までの期間が短い生産中及び既発見未開発案件等への取り組みと、相対的に高いリターンが期待される事業期間も長い探鉱案件への取り組みのバランスに配慮した投資ポートフォリオを構築します。

また、当社国内天然ガス供給事業における将来的なLNG追加調達のニーズを勘案しつつ、重点地域を中心とするLNGの上・中流プロジェクトへの参加機会の発掘に努め、2010年代後半を目途にLNG上・中流権益からの利益貢献及び国内向けLNGソースの確保を通じた天然ガスの国内安定供給への寄与を目指します。

こうした取り組みを通じて、当社の収益基盤の源泉である保有埋蔵量を平成25年3月期末までに原油換算3.5億バレルに拡大することを目指します（平成21年3月期末現在 同 約2.7億バレル）。

【効率的な天然ガス一貫操業システムの強化】

大競争時代を迎えたエネルギー市場で当社が更なる発展を遂げるためには、規制緩和の進展と地球環境問題への意識の高まりに伴う天然ガスビジネスの環境変化に対応して、天然ガス需要家に対する供給事業者としての責務を果たすだけでなく、より多くの需要家の幅広い要望と期待に応えられる能力を一層強化し、天然ガスをより魅力的な形で供給することが必要不可欠です。

このため、当社は主力事業分野である天然ガス供給事業において、上流（探鉱・開発）、中流（輸送・貯蔵）、下流（大口供給、卸供給等）までを効率的な一貫操業システムとする「ガスインテグレーション」を推進し、当社のファシリティと各種サービス機能とを有機的に結合した天然ガスビジネスモデルの構築を通じて、他のガス供給事業者との差別化を図ります。

具体的には、国内埋蔵量の拡充はもとより国内埋蔵量を補填するための海外ガスソースの更なる導入推進、上流部門を保有する当社の独自性を活かした輸送・地下貯蔵ネットワークの確立、新規パイプラインの拡充等を通じた当社の天然ガスパイプライン沿線における拡販への取り組み等を一層強化するとともに、パイプライン未整備地域へのLNGサテライト供給により、広範囲な天然ガスの普及促進に努めます。また、従来からの地方都市ガス事業者との共存共栄の基本原則のもと、卸供給先である地方都市ガス事業者との協調発展を図ります。

さらに、収益源の多様化と一層の利益拡大を図るためには、天然ガスの供給システム自体を新たな収益基盤として発展させることが重要であり、ガス事業法の改正に伴う天然ガスパイプラインの第三者への開放を将来の重要なビジネスチャンスと位置付けるとともに、今後の天然ガス利用技術の進歩に向け、天然ガスの主成分であるメタンから液体燃料を生成する技術（GTL: Gas To Liquids）、DME（ジメチルエーテル）の製造技術等の研究開発に積極的に取り組み、環境ビジネスとの融合等を通じた天然ガス供給方法の多様化を目指します。

なお、天然ガス国内販売については、平成20年夏までの原油価格の高騰局面でみられた需要の急増やその後の経済状況の悪化等に伴う販売量の伸びの鈍化など、需給バランスに留意しつつ、計画的な設備投資の実行及び弾力的な海外LNG等の調達により、天然ガス供給能力の維持・拡大を図るとともに、輸入LNG・CIF価格水準に見合った当社天然ガスの価格体系の適正化に努めます。

さらに長期的な持続的発展を期するため、LNG上流権益の獲得等を通じて新たなLNGソースの確保を目指すことにより、LNG上流部門における収益基盤の構築を図るとともに、国内での積極的なガス拡販を進め、平成26年3月期の国内天然ガス販売量（LNGサテライトを含む。）を20億 m^3 とすることを目標とします。

【技術研究開発及び環境問題への取り組み】

地球環境問題が深刻化する中で、環境にやさしい天然ガスの供給企業である当社としても、環境への貢献は当然の責務として、事業活動に伴う環境負荷の低減に努める所存です。

具体的には、天然ガス供給の高付加価値化や当社グループが保有する技術の環境事業分野への適用への取り組みを進め、G T L、DMEの製造技術開発、石油・天然ガス鉱業の技術を応用したCO2地下貯留（C C S）技術開発、メタンハイドレート開発技術等の新分野にも積極的に取り組みます。

また、バイオカーボンファンドや国内での植林事業への参加・資金拠出等を通じた社会的な環境保全活動への貢献拡大を図ります。

当社グループは、このような取り組みを通じて事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化を図る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、石油・天然ガス関連事業として原油・天然ガス、請負及びその他の3部門に係る事業を主として行っております。

事業部門		事業内容
石油・天然ガス 関連事業	原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（L N G及びビチューメンに関する事業を含む）
	請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
	その他	・L P G、C 重油等の石油製品及びガス製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びL N Gの受託輸送

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

[石油・天然ガス関連事業]

① 原油・天然ガス事業

当社 本社	東京都千代田区	
日本海洋石油資源開発(株) 本社	東京都千代田区	
国内事業拠点	当社 札幌鉱業所	北海道札幌市
	秋田鉱業所	秋田県秋田市
	長岡鉱業所	新潟県長岡市
	日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯(株)	新潟県燕市
海外事業拠点	当社 ロンドン事務所	英国ロンドン市
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
	ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	北京事務所	中華人民共和国北京市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	カナダオイルサンド(株)	カナダアルバータ州カルガリー市
	(株)ジャベックスリビア	リビア トリポリ市
	(株)ジャベックスブトン	インドネシア共和国ジャカルタ市
研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市

② 請 負 事 業

国内事業拠点	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区
	(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区
	(株)ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備(株)	新潟県新潟市

③ そ の 他 事 業

国内事業拠点	エスケイ産業(株)	東京都港区
	北日本オイル(株)	山形県酒田市
	秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,678 (439) 名	+56 (+43) 名

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
833 (161) 名	+68 (+14) 名	39.5歳	17.8年

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等（48名）を除外しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン（注）1	7,000百万円
㈱日本政策投資銀行	5,444
㈱三菱東京UFJ銀行	3,946
㈱みずほコーポレート銀行	3,929
日本生命保険（相）	2,000
住友信託銀行（㈱）	1,964
シンジケートローン（注）2	1,500
㈱日本政策金融公庫（国際協力銀行）	1,318

(注) 1. メリルリンチ日本ファイナンス㈱をエージェントとし、三井生命保険㈱、㈱西日本シティ銀行他4社からのローンにより構成される協調融資です。

2. ㈱みずほコーポレート銀行をエージェントとし、㈱大垣共立銀行他2社からのローンにより構成される協調融資です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成21年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 57,154,776株 |
| ③ 株主数 | 18,478名 |
| ④ 大株主及びその持株数 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
経済産業大臣	19,432,724株	34.00%
国際石油開発帝石(株)	2,852,212	4.99
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,078,998	3.64
JFEエンジニアリング(株)	1,848,012	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G)	1,679,300	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,350,500	2.36
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,053,700	1.84
新日本石油(株)	991,200	1.73
(株)みずほコーポレート銀行	920,152	1.61
新日本石油精製(株)	872,456	1.53

(注) 発行済株式の総数(自己株式 1,783株を除く)の10分の1以上の数を保有する大株主1名を含め上位10位の株主を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役 会 長	棚 橋 祐 治	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 カナダオイルサンド(株)代表取締役会長
* 1 代表取締役 社 長	渡 辺 修	日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 2 代表取締役 副 社 長	鈴 木 勝 王	海外本部長、カナダオイルサンド(株)取締役 エネルギー メガ プラタマ社 取締役
* 2 代表取締役 副 社 長	讃 良 紀 彦	環境保安室、技術研究所担当 (株)ジャベックスリビア代表取締役社長 (株)ジャベックスブトン代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 2 専務取締役	香 田 忠 維	営業本部長、秘書室担当、東北天然ガス(株)取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)取締役 サハリン石油ガス開発(株)取締役
* 2 専務取締役	佐 藤 弘	総務部、経理部担当、 サハリン石油ガス開発(株)監査役 国際石油開発帝石(株)監査役
* 2 専務取締役	太 田 陽 一	探鉱本部長、情報システム部担当 (株)ジャベックスブトン取締役
* 2 常務取締役	市 川 信 三	資材部担当、(株)ジャベックスブトン監査役
* 2 常務取締役	服 部 昌 樹	長岡鉱業所長 (株)ジャベックスパイプライン代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 2 常務取締役	石 井 正 一	企画室、ガス導管事業室、広報 I R 部担当
* 2 常務取締役	吉 田 恒 夫	開発本部長、日本海洋石油資源開発(株)取締役 (株)ジャベックスリビア取締役 (株)ジャベックスブトン取締役
* 2 常務取締役	揖 斐 敏 夫	海外本部副本部長 (株)ユニバースガスアンドオイル代表取締役
* 2 常務取締役	斉 藤 満	内部統制室、人事部担当、 (株)ジャベックスリビア監査役
* 2 常務取締役	松 本 潤 一	開発本部副本部長
* 2 常務取締役	小 椋 伸 幸	探鉱本部副本部長、(株)ジャベックスリビア取締役
取 締 役	河 上 和 雄	弁護士
常勤監査役	和 角 清	
常勤監査役	杉 浦 勉	日本海洋石油資源開発(株)監査役
監 査 役	角 谷 正 彦	
監 査 役	池 田 輝三郎	

(注) 1. 取締役 松本潤一及び小椋伸幸は、平成20年6月25日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。

2. 取締役 寒河井正は、平成20年6月25日付で退任いたしました。

3. 取締役 河上和雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 角谷正彦及び池田輝三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役 角谷正彦は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 池田輝三郎は、銀行における経理部門での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 平成21年4月1日付で、代表取締役副社長 鈴木勝王は、エネルギー メガ プラタマ社 取締役を退任いたしました。
8. 平成21年4月1日付で、常務取締役 揖斐敏夫は、エネルギー メガ プラタマ社 取締役に新たに就任いたしました。
9. 平成21年4月1日付で、常務取締役 松本潤一は、担当が変更となり、カンゲアンプロジェクト現地統轄を委嘱いたしました。また、同日付でカンゲアン エナジー インドネシア社 社長に新たに就任いたしました。
10. 当社は平成17年6月24日付で執行役員制度を導入いたしております。
 * 1：代表執行役員を兼任しております。
 * 2：執行役員を兼任しております。
 なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
常務執行役員	中 村 元	エスケイエンジニアリング(株)代表取締役社長
常務執行役員	藤 井 健	環境エンジニアリング事業推進室担当
常務執行役員	中 山 一 夫	探鉱本部長補佐
常務執行役員	森 谷 信 明	札幌鉱業所長
執 行 役 員	大 原 敏 廣	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役副社長
執 行 役 員	内 田 真 人	(株)地球科学総合研究所代表取締役社長
執 行 役 員	宮 入 誠	技術研究所長
執 行 役 員	三 樹 正 美	エスケイ産業(株)代表取締役社長 北日本オイル(株)代表取締役社長
執 行 役 員	水 野 二 三 夫	(株)地球科学総合研究所常務取締役
執 行 役 員	井 上 圭 典	カンゲアン エナジー インドネシア社 社長
執 行 役 員	大 和 谷 均	営業本部副本部長
執 行 役 員	今 里 博 教	秋田鉱業所長
執 行 役 員	兼 清 豊 比 古	(株)ジャペックスリビア代表取締役副社長
執 行 役 員	黒 田 徹	(株)地球科学総合研究所常務取締役

11. 平成21年4月1日付で、以下のとおり担当の変更がありました。
 常務執行役員 藤井 健 新技術事業推進室担当
 執行役員 井上圭典 新技術事業推進室長
 なお、職制改正に伴い、平成21年3月31日付で、環境エンジニアリング事業推進室は廃止され、その業務は新技術事業推進室に継承されました。
12. 平成21年4月1日付で、執行役員 井上圭典は、カンゲアン エナジー インドネシア社 社長を退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	17名	638百万円
監査役	4	71
合計	21	710
(うち社外役員)	(3)	(46)

- (注) 1. 上記の支給人員には、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含みます。
2. 上記支給額は、当事業年度に在籍した取締役及び監査役につき、当事業年度中に支給あるいは引当てられた役員報酬、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金からなっております。
3. 平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への退職慰労金として、107百万円を支給しております。この金額には、当事業年度及び当事業年度前に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加分が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役 河上 和雄

- 社外取締役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

記載すべき事項はありません。

- 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

- 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催中全てに出席し、主に法律の専門家としての知識と経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

- 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

- 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当する事項はありません。

ロ. 監査役 角谷 正彦

- ・ 社外監査役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）
 - みずほ証券株式会社 社外監査役
 - 株式会社日本経済新聞社 社外監査役
 - 平和不動産株式会社 社外監査役
 - 株式会社プロネクサス 社外監査役
- ・ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・ 当事業年度における主な活動状況
取締役会は13回開催中12回出席し、監査役会は11回開催中全てに出席し、官庁や民間企業等での豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・ 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

ハ. 監査役 池田 輝三郎

- ・ 社外監査役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）
記載すべき事項はありません。
- ・ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・ 当事業年度における主な活動状況
取締役会は13回開催中12回出席し、監査役会は11回開催中全てに出席し、主に金融機関等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・ 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
- (注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社の国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の海外子会社のうち重要な会社である、Japex (U.S.) Corp. は、PricewaterhouseCoopersの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言及び指導を依頼しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合、会計監査人を解任する議案または新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に付議するか否かにつき検討することとし、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいてこれを付議するものとします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法に定める財務報告についての内部統制に関する規制の適用に伴い、平成20年12月19日開催の取締役会決議に基づき、これまでの内部統制の整備方針に「⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制」を追加いたしました。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会規程及び取締役会決議基準のもと、各取締役がその責任と権限に基づき取締役会に付議、報告することにより取締役間の相互牽制を働かせるとともに、必要に応じ監査役が取締役会で意見を述べる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、各種契約書その他業務の執行状況を示す主要な文書を保存するものとし、詳細については、文書取扱規程による。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
与信管理規程、市場リスク管理・デリバティブ取引規程のほか各種緊急対策要領を再点検し、必要に応じてリスク管理の観点からマニュアル等を作成する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会付議案件を事前に常務会で審議のうえ、原則として毎月取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、決裁・承認規程に基づく権限委譲により効率的に執行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各部署ごとに各種業務規程、マニュアルに基づく管理を行うとともに、監査室により内部統制の有効性を監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部統制委員会において親会社の内部統制方針を主要グループ会社に示すとともに、関連会社管理要領に基づきグループ会社の経営管理を行う。また、親会社の監査室により定期的に主要グループ会社の監査を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会事務局として1名以上を指名し、監査役会の指示によりその職務を行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得る。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役会で月次の業務報告を行うとともに、稟議書を監査役に回付する。
また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査室及び会計監査人は監査役に対し定期的に情報を提供する。
- ⑪ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、適正な運用を図るとともに、有効性の評価を行う。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記二．に述べるような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を

執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和30年の創業以来、石油及び可燃性天然ガスの自給度の向上を主たる目的として事業を展開し、埋蔵量ゼロから出発し、順次新規油・ガス田の発見を重ねるなかで現在の経営基盤を確立し、石油・天然ガス資源の探鉱、開発、販売事業を中心的事業として営んでおります。

当社の企業価値の源泉は、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルにあります。また、産業活動あるいは市民生活における血流とも言えるエネルギーの供給に携わる企業として、当社は、安定供給・安全操業の維持、確保という点においてきわめて重い責務を担うとともに、高い公共性を有する事業を行っております。

こうしたビジネスモデルは、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、などに裏打ちされたものであります。

新たな油・ガス田の探鉱から生産に漕ぎつけるまでには、10年以上の期間を要することも稀ではなく、長期的な視点に立った事業展開とともに、地球環境保全への配慮を通じた社会貢献が必要とされています。また、エネルギー資源の確保に関する国際競争の激化が予想される昨今の国際エネルギー情勢に鑑みれば、当社の事業の持続的な発展と企業価値の向上には、こうした当社の保有技術・ノウハウの向上や人材の確保、各ステークホルダーとの信頼関係の更なる強化を目指した取組みが必要不可欠であり、これがこれまでと同様、将来の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の最大化を図るため、既存油・ガス田からの生産・販売の増大を図るとともに、生産により減少する埋蔵量を補填・拡充するため、国内外における探鉱活動及び新たな権益の取得活動に取り組んでおります。

石油及び天然ガスは、今後も一次エネルギーの主要な役割を担い続けると考えられますが、近年、電気事業法及びガス事業法の改正に伴う規制緩

和の進展や、地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化に伴い、当社を取り巻く経営環境は急速に変動していることから、当社は、長期的視点に立った重点経営課題とその達成に向けた取組み方針を明確化するため、中期事業計画を策定し、企業価値のより一層の向上を目指しております。

当社は、この中期事業計画のもとで、平成26年3月期の天然ガス販売量（LNGサテライトを含む国内販売量）を、20億 m^3 とするとともに、保有可採埋蔵量を平成25年3月期末までに原油換算3.5億バレルに拡大することを目標に据えております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。また、当社は、効率的な経営により利益を上げ、かつ有用な存在として社会に受け入れられる企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、以下のとおり、そのシステムの整備、充実を目指しております。

まず、平成17年6月に、業務執行体制の明確化のため執行役員制度を導入し、その後、平成19年6月にはそれまでの社外監査役2名に加え、業務を執行しない社外取締役を1名選任することにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。

現在、取締役会は月1回を定例として開催され、重要な業務執行の決定を行うほか、取締役または執行役員から業務執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たしています。監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役がその他の重要会議に出席するとともに、業務を執行する各取締役または執行役員と随時意見交換を行うことにより、監督機能を果たしております。また、内部監査として、社長直属の監査室が、各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

一方、内部統制につきましては、平成18年5月に会社法及び会社法施行規則に定める、業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行い、同年4月に設置された内部統制委員会及び内部統制室が主体となって、業務の適正を確保するための体制の点検、整備を継続しております。

さらに、こうした経営機構上のコーポレート・ガバナンスに加えて、決算説明会の開催、ホームページの充実などのIR活動により、経営の透明性を高めることを通じて、時々々の状況下で最適な業務執行の実現を期しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会において本プランの導入を付議し、承認可決されました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続の概要」をご参照下さい。）。なお、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、当社株券等の買収を実行してはならないものとしています。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買取を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者等の有していた当社の議決権割合は、最大約50%希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

なお、独立委員会の委員は次のとおりです。

河上 和雄 当社社外取締役

角谷 正彦 当社社外監査役

坂田 桂三 日本大学法学部長

また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の判断を経るよう留保を付した場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています（その詳細については、下記(2)「本プランの発動に係る手続の概要」(e)をご参照下さい。)。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続の概要

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、買付等の目的、方法及び内容等、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社（取締役会及び独立委員会）に対して提出していただきます。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買収を要求する行為や、強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等、本プランに定める要件に該当する場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情を勘案したうえ、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したときは、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合（この場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告の趣旨を踏まえて本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する上記決議を行うものとします。）を除き、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(f) 取締役会の決議等に関する情報開示

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合または株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項（上記(e) 但書の実務上株主総会の開催が著しく困難な場合にはその理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランの導入に際しては、株主の皆様意思を確認すべく、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会においてこれを付議し、承認可決されております。

また、当社取締役会は、本プランに定める一定の場合に、本プランの発動の是非についても、株主総会の決議を得ることにより株主の皆様意思を確認することとしており、株主の皆様意思を重視しています。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

- ③ 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示
本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。
- また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。
- ④ 合理的な客観的要件の設定
本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑤ 第三者専門家の意見の取得
買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。
- ⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。
- 従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	97,120	流 動 負 債	24,093
現金及び預金	27,702	支払手形及び買掛金	6,508
受取手形及び売掛金	17,050	未払法人税等	392
有価証券	11,510	役員賞与引当金	93
商品及び製品	4,255	災害損失引当金	188
仕掛品	553	その他	16,909
原材料及び貯蔵品	6,200	固 定 負 債	98,123
繰延税金資産	1,315	長期借入金	25,325
その他	28,543	繰延税金負債	60,108
貸倒引当金	△ 12	退職給付引当金	5,732
固 定 資 産	403,324	役員退職慰労引当金	559
有形固定資産	142,767	廃鋳費用引当金	5,725
建物及び構築物	52,024	関係会社事業損失引当金	35
坑井	18,112	その他	635
機械装置及び運搬具	48,278	負 債 合 計	122,216
土地	15,338	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	4,790	株 主 資 本	269,778
その他	4,223	資 本 金	14,288
無形固定資産	4,392	利益剰余金	255,499
のれん	1,063	自己株式	△ 9
その他	3,328	評価・換算差額等	100,964
投資その他の資産	256,164	その他有価証券評価差額金	105,430
投資有価証券	241,945	繰延ヘッジ損益	△ 0
長期貸付金	13,432	為替換算調整勘定	△ 4,465
長期未収入金	70	少 数 株 主 持 分	7,484
繰延税金資産	648	純 資 産 合 計	378,227
その他	5,939	負 債 純 資 産 合 計	500,444
貸倒引当金	△ 68		
海外投資等損失引当金	△ 5,803		
資 産 合 計	500,444		

連結損益計算書

〔自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		202,127
売上原価		134,447
売上総利益		67,680
探鉱費		15,352
販売費及び一般管理費		32,237
営業利益		20,090
営業外収益		
受取利息	1,253	
受取配当金	5,823	
有価証券売却益	490	
関係会社事業損失引当金戻入額	275	
その他	1,839	9,682
営業外費用		
支払利息	494	
有価証券売却損	432	
有価証券評価損	1,805	
廃鉱費用引当金繰入額	2,055	
為替差損	1,886	
その他	740	7,414
経常利益		22,358
特別利益		
貸倒引当金戻入額	8	
固定資産売却益	0	
補助金収入	191	199
特別損失		
固定資産除却損	2,986	
減損損失	2,312	
その他	152	5,450
税金等調整前当期純利益		17,108
法人税、住民税及び事業税	1,879	
法人税等調整額	1,686	3,565
少数株主利益		981
当期純利益		12,560

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	14,288	245,225	△7	259,506	179,629	△0	716	180,346	8,373	448,226
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当		△2,286		△2,286						△2,286
当期純利益		12,560		12,560						12,560
自己株式の取得			△2	△2						△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					△74,199	-	△5,182	△79,381	△888	△80,270
連結会計年度中の変動額合計	-	10,274	△2	10,272	△74,199	-	△5,182	△79,381	△888	△69,998
平成21年3月31日残高	14,288	255,499	△9	269,778	105,430	△0	△4,465	100,964	7,484	378,227

(百万円未満は切捨表示)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称 ㈱地球科学総合研究所、JAPEX (U.S.) Corp.、日本海洋石油資源開発㈱、Japan Canada Oil Sands Limited、カナダオイルサンド㈱、白根瓦斯㈱、新南海石油開発㈱

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 0社

② 持分法適用の関連会社数 10社

- ・主要な持分法適用の会社の名称 ㈱ユニバースガスアンドオイル、日本海洋掘削㈱、Energi Mega Pratama Inc.

③ 持分法を適用していない非連結子会社（セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited他）及び関連会社（大和探査技術㈱、天然ガス自動車北海道㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 持分法適用会社の投資差額につきましては、20年以内で均等償却することとしております。なお金額に重要性がない場合には発生時に一時償却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JAPEX (U.S.) Corp.、新南海石油開発㈱、Japan Canada Oil Sands Limited、㈱ジャベックスリビア、㈱ジャベックスBlockA、㈱ジャベックスフィリピン他2社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

・デリバティブ

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・たな卸資産

主として先入先出法

商品及び製品

主として移動平均法

原材料及び貯蔵品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、札幌鉱業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）、並びに国内連結子会社2社は、定額法を採用しております。また、在外連結子会社2社は主として生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

坑井 3年

機械装置及び運搬具 2～20年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として見直しを行い、当連結会計年度より一部の機械装置の耐用年数を変更しました。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

- ・無形固定資産（リース資産を除く）主として定額法を採用しておりますが、国内連結子会社1社は生産高比例法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

・開 発 費

発生時に全額を費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

・貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

・退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・役員退職慰労引当金

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から費用処理しております。

・海外投資等損失引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

・廃鉦費用引当金

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

・関係会社事業損失引当金

今後発生する廃鉦費用に備えるため、主として廃鉦計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。

・災害損失引当金

連結子会社の活動に伴う損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。

新潟県中越沖地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金

・ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金、買掛金

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

・請負工事収入の計上基準

長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として5年間で均等償却することとしております。

(7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ3,921百万円、271百万円、6,299百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、当連結会計年度において、特別損失の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「減損損失」は17百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は195,249百万円であります。
- (2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

百万円

サハリン石油ガス開発㈱	11,627
インベックス北カスピ海石油㈱	3,983
従業員(住宅資金借入)	1,191
東北天然ガス㈱	1,127
合 計	17,929

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	57,154,776株	—	—	57,154,776株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- 平成20年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

- 平成20年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成20年9月30日
効力発生日	平成20年11月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	1,143百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,486円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 219円77銭 |

5. その他の注記

減損損失

減損損失を認識した主な資産グループの概況

用途	場所	減 損 損 失	
		種 類	金額 (百万円)
遊 休 資 産	勇払鉱場 (北海道苫小牧市)	建設仮勘定	2,275
		計	2,275

資産のグルーピング方法

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度に減損処理の対象となる固定資産（建設仮勘定）は平成20年5月に採掘を目的として開坑した北海道勇払鉱場の沼ノ端8号井であります。同坑井は同年12月に掘さく工事を終えたものの、商業量に足る生産量が得られず、坑井の一部区間を廃坑しました。廃坑区間の掘さくに要した費用を固定資産除却損として計上する一方、廃坑区間以外の区間の坑井については現時点で今後の有効な利用計画が無く、遊休資産であることから、減損損失を認識いたしました。

なお当該資産の回収可能価額はその資産価値をゼロ評価としております。

貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	65,229	流 動 負 債	19,840
現金及び預金	7,194	買掛金	5,768
売掛金	13,533	1年内返済予定の長期借入金	2,278
有価証券	5,568	リース債務	8
商品及び製品	4,159	未払金	5,464
原材料及び貯蔵品	4,953	未払費用	5,869
前渡金	0	未払法人税等	10
前払費用	401	預り金	173
繰延税金資産	1,104	役員賞与引当金	78
未収収益	36	災害損失引当金	188
短期貸付金	20,466	その他の	1
関係会社短期貸付金	715	固 定 負 債	95,718
未収入金	1,139	長期借入金	25,325
立替金	1,037	リース債務	29
その他	4,918	繰延税金負債	60,001
固 定 資 産	401,321	退職給付引当金	5,038
有形固定資産	122,527	役員退職慰労引当金	513
建物	9,384	廃鉦費用引当金	4,462
構築物	37,302	その他	348
坑井	15,890	負 債 合 計	115,559
機械及び装置	39,315	純 資 産 の 部	
船舶	0	株 主 資 本	245,307
車両運搬具	13	資本金	14,288
工具、器具及び備品	2,740	利益剰余金	231,027
土地	12,801	利益準備金	3,572
リース資産	37	その他利益剰余金	227,455
建設仮勘定	4,594	海外投資等損失準備金	399
掘さく仮勘定	445	探鉦準備金	16,948
無形固定資産	1,246	特別償却準備金	72
借地権	178	固定資産圧縮積立金	283
ソフトウェア	1,038	探鉦投資等積立金	47,246
その他	29	別途積立金	141,600
投資その他の資産	277,547	繰越利益剰余金	20,904
投資有価証券	202,703	自 己 株 式	△ 9
関係会社株式	72,455	評価・換算差額等	105,684
長期貸付金	975	その他有価証券	105,684
関係会社長期貸付金	17,582	評価差額金	105,684
長期前払費用	1,585	純 資 産 合 計	350,991
その他	2,794	負 債 純 資 産 合 計	466,550
貸倒引当金	△ 33		
海外投資等損失引当金	△ 20,515		
資 産 合 計	466,550		

損 益 計 算 書

〔 自 平成20年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成21年 3 月 31 日 〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		157,818
売 上 原 価		112,743
売 上 総 利 益		45,075
探 鉱 費		8,007
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,029
営 業 利 益		13,037
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	928	
有 価 証 券 利 息	182	
受 取 配 当 金	13,909	
そ の 他	1,870	16,891
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	493	
有 価 証 券 評 価 損	292	
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	31	
廃 鉱 費 用 引 当 金 繰 入 額	1,797	
為 替 差 損	1,223	
そ の 他	644	4,483
経 常 利 益		25,445
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	191	191
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,037	
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	2,432	5,469
税 引 前 当 期 純 利 益		20,167
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 32	
法 人 税 等 調 整 額	1,628	1,595
当 期 純 利 益		18,571

株主資本等変動計算書

〔 自 平成20年 4 月 1 日
至 平成21年 3 月 31 日 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計	
	資本金	利 益 剰 余 金							自己株式			
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金							利益剰余金 合 計		
	利益準備金	海外投資等 損失準備金	探鉱準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	探鉱投資 等積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	14,288	3,572	399	17,800	96	295	47,246	131,600	13,732	214,742	△7	229,023
当期変動額												
探鉱準備金の積立				5,300					△ 5,300	-		-
探鉱準備金の取崩				△ 6,151					6,151	-		-
特別償却準備金の取崩					△24				24	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 11			11	-		-
別途積立金の積立								10,000	△10,000	-		-
剰余金の配当									△ 2,286	△ 2,286		△ 2,286
当期純利益									18,571	18,571		18,571
自己株式の取得											△2	△ 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	△851	△24	△ 11	-	10,000	7,172	16,285	△2	16,283
平成21年3月31日残高	14,288	3,572	399	16,948	72	283	47,246	141,600	20,904	231,027	△9	245,307

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	179,791	-	179,791	408,814
当期変動額				
探鉱準備金の積立				-
探鉱準備金の取崩				-
特別償却準備金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
別途積立金の積立				-
剰余金の配当			△ 2,286	
当期純利益				18,571
自己株式の取得				△ 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 74,107	-	△ 74,107	△ 74,107
当期変動額合計	△ 74,107	-	△ 74,107	△ 57,823
平成21年3月31日残高	105,684	-	105,684	350,991

(百万円未満は切捨表示)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品及び製品

先入先出法

・原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、札幌鋳業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の資産については、定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 3～60年

坑井 3年

機械及び装置 2～13年

（追加情報）

法人税法の改正を契機として見直しを行い、当事業年度より一部の機械及び装置の耐用年数を変更しました。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

開発費 発生時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、期末における支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 海外投資等損失引当金 資源開発関係投融资の評価額の低下に対応して、投融资先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。
- ⑥ 廃鉦費用引当金 今後発生する廃鉦費用に備えるため、廃鉦計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。
- ⑦ 災害損失引当金 新潟県中越沖地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、期末における見積り額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金
ヘッジ対象…借入金、買掛金
- ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 当社の行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(8) 重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は169,222百万円であります。

(2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

	百万円
サハリン石油ガス開発株	11,627
インベックス北カスピ海石油株	3,983
従業員(住宅資金借入)	1,191
東北天然ガス株	1,127
合 計	17,929

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

	百万円
短期金銭債権	2,055
長期金銭債権	158
短期金銭債務	2,511
長期金銭債務	8

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	13,035
仕入高	18,726
営業取引以外の取引による取引高	11,124

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,407株	376株	一株	1,783株

(注) 普通株式の自己株式数の増加376株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。
百万円

繰延税金資産	
海外投資等損失引当金限度超過額	4,169
退職給付引当金限度超過額	1,824
減価償却費限度超過額	1,754
たな卸資産過年度費用否認額	967
投資有価証券評価損否認額	692
廃鉦費用引当金有税引当額	1,615
固定資産減損損失否認額	883
その他	2,517
繰延税金資産小計	14,424
評価性引当額	△ 3,990
繰延税金資産合計	10,434
繰延税金負債	
探鉱準備金	△ 9,392
海外投資等損失準備金	△ 227
固定資産圧縮積立金	△ 161
特別償却準備金	△ 41
その他有価証券評価差額金	△59,426
その他	△ 84
繰延税金負債合計	△69,332
繰延税金負債の純額	△58,897

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	249	140	108
工具、器具及び備品	20	17	3
合計	269	157	111

(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

百万円

1年以内	39
1年超	72
合計	111

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権所有割合 (%)	等 有 の 関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	Kangean Energy Indonesia Ltd.	米 国 デラウェア州	千米ドル 10	石 油 資 源 の 探 査 開 採 発 生 開 採	— [100.00]	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付	3,617	関係会社 長期貸付金	7,062
関連会社	EMP Exploration (Kangean) Ltd.	英 国 ロンドン	英ポンド 100	石 油 資 源 の 探 査 開 採 発 生 開 採	— [100.00]	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付	2,411	関係会社 長期貸付金	4,708

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

Kangean Energy Indonesia Ltd.及びEMP Exploration (Kangean) Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. Kangean Energy Indonesia Ltd.及びEMP Exploration (Kangean) Ltd.は、持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。なお、議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,141円26銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	324円95銭

9. その他の注記

減損損失

減損損失を認識した主な資産グループの概況

用途	場 所	減 損 損 失	
		種 類	金額 (百万円)
遊 休 資 産	勇払鉱場 (北海道苫小牧市)	建設仮勘定	2,396
		計	2,396

資産のグルーピング方法

当社は事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯

当事業年度に減損処理の対象となる固定資産（建設仮勘定）は平成20年5月に採掘を目的として開坑した北海道勇払鉱場の沼ノ端8号井であります。同坑井は同年12月に掘さく工事を終えたものの、商業量に足る生産量が得られず、坑井の一部区間を廃坑しました。廃坑区間の掘さくに要した費用を固定資産除却損として計上する一方、廃坑区間以外の区間の坑井については現時点で今後の有効な利用計画が無く、遊休資産であることから、減損損失を認識いたしました。

なお当該資産の回収可能価額はその資産価値をゼロ評価としております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月18日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 渡辺 修 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯本 堅 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古杉 裕 亮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社
の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計
算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動
計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任
は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する
意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な
虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査
は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法
並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書
類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意
見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会
社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を
すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月18日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 渡辺 修 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯本 堅 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古杉 裕 亮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項並びに第3項に定める事項）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社への支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は無い旨の報告を取締役及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月18日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 和 角 清 ㊟

常勤監査役 杉 浦 勉 ㊟

社外監査役 角 谷 正 彦 ㊟

社外監査役 池 田 輝三郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を尊重しつつ、新規埋蔵量の確保を目指した投資並びにパイプラインをはじめとする輸送システム等の整備に向けた内部留保を考慮したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第39期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金20円
配当総額 金1,143,059,860円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成21年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 15,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 15,000,000,000円

第2号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日付にて施行され、当社株式が株式振替制度に一斉移行されたこと（いわゆる株券の電子化）に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する文言についても削除するものであります。（現行定款第8条、第9条第2項、第11条第3項及び第12条）
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。（現行定款第10条及び第11条第3項）
- (3) 上記(1)のとおり、現行定款第8条の削除に伴い、第9条以下を1条ずつ繰上げるものであります。

2. 変更の内容

下記対照表の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第8条</u> <u>本公司は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> [省 略] <u>2</u> <u>本公司は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(単元株式数) <u>第8条</u> [現行どおり] [削 除]</p>
<p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> <u>本公司の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～2. [省 略]</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 本公司の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～2. [現行どおり]</p>
<p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 1～2 [省 略] <u>3</u> <u>本公司の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本公司においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 1～2 [現行どおり] <u>3</u> 本公司の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本公司においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> <u>本公司が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第13条</u> (買収防衛策) ～ <u>第44条</u> (配当金の除斥期間) [省 略]</p>	<p><u>第12条</u> (買収防衛策) ～ <u>第43条</u> (配当金の除斥期間) [現行どおり]</p>

第3号議案 取締役16名選任の件

取締役 棚橋祐治、渡辺 修、鈴木勝王、讃良紀彦、香田忠維、佐藤 弘、太田陽一、市川信三、服部昌樹、石井正一、吉田恒夫、揖斐敏夫、斉藤 満、松本潤一、小椋伸幸、河上和雄の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	棚橋 祐治 (昭和9年10月13日生)	昭和33年4月 通商産業省入省 平成3年6月 通商産業事務次官 平成9年8月 (財)新エネルギー財団会長 平成13年6月 日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 (現在に至る) 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成19年1月 カナダオイルサンド(株)代表取締役会長 (現在に至る) 平成20年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	7,000株
2	渡辺 修 (昭和15年12月6日生)	昭和39年4月 通商産業省入省 平成9年7月 通商産業事務次官 平成14年7月 日本貿易振興会理事長 (のち(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)理事長) 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 " 代表取締役社長 (現在に至る)	3,100
3	鈴木 勝王 (昭和20年4月26日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 " 海外本部海外第二部長 平成13年4月 " 海外本部副本部長 兼 中東プロジェクト推進室長 平成14年6月 " 取締役海外本部副本部長 兼 中東室長 平成17年2月 " 取締役海外本部長補佐 平成17年6月 " 常務取締役海外本部長補佐 平成18年6月 " 常務取締役海外本部長 平成18年10月 " 専務取締役海外本部長 平成19年6月 " 代表取締役副社長海外本部長 (現在に至る)	2,400

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 する 当 社 株 式 数
4	讃 良 紀 彦 (昭和19年11月28日生)	昭和42年10月 当社入社 平成15年10月 " 長岡鉱業所長 平成16年6月 " 取締役長岡鉱業所長 平成17年6月 " 常務取締役探鉱本部長 平成18年10月 " 専務取締役探鉱本部長 平成19年1月 (株)ジャベックスリビア代表取締役 社長 (現在に至る) 平成19年6月 (株)ジャベックスブトン代表取締役 社長 (現在に至る) 平成20年6月 当社代表取締役副社長 (現在に至る)	1,400株
5	香 田 忠 維 (昭和19年12月24日生)	昭和42年4月 通商産業省入省 平成6年7月 同省大臣官房審議官 平成7年10月 オマーン国駐節特命全権大使 平成10年7月 電源開発(株)取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成17年6月 " 常務取締役営業本部副本部長 平成18年5月 " 常務取締役営業本部長 平成18年10月 " 専務取締役営業本部長 (現在に至る)	2,200
6	佐 藤 弘 (昭和22年1月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 " 経理部長 平成14年6月 " 取締役経理部長 平成17年6月 " 常務執行役員 平成18年6月 " 常務取締役 平成19年6月 " 専務取締役 (現在に至る)	1,800
7	太 田 陽 一 (昭和23年10月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 " 探鉱本部探鉱技術部長 平成17年6月 " 執行役員探鉱本部探鉱技術部長 平成18年4月 " 執行役員探鉱本部探鉱技術部 長 兼 情報システム部長 平成18年6月 " 常務執行役員情報システム部長 平成19年6月 " 常務取締役探鉱本部副本部長 平成20年6月 " 専務取締役探鉱本部長 (現在に至る)	1,200

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
8	市川 信三 (昭和24年7月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 // 営業本部営業一部長 平成13年12月 // サハリンプロジェクト推進室長 平成14年6月 // 取締役サハリンプロジェクト推進室長 平成17年6月 当社取締役エネルギー供給システム調査室長 平成17年6月 当社常務執行役員エネルギー供給システム調査室長 平成18年4月 当社常務執行役員エネルギー供給システム調査室長 兼 東日本沿岸パイプライン建設推進室長 平成18年6月 当社常務取締役エネルギー供給システム調査室長 兼 東日本沿岸パイプライン建設推進室長 平成19年4月 当社常務取締役 (現在に至る)	2,000株
9	服部 昌樹 (昭和23年7月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 探鉱本部探鉱一部長 平成15年6月 // 取締役探鉱本部副本部長 平成17年6月 // 常務執行役員探鉱本部副本部長 平成18年6月 // 常務取締役探鉱本部副本部長 平成19年6月 (株)ジャベックスパイプライン代表取締役社長 (現在に至る) 平成19年6月 当社常務取締役長岡鉱業所長 (現在に至る)	2,000
10	石井 正一 (昭和24年9月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 企画室長 平成15年6月 // 取締役企画室長 平成17年6月 // 常務執行役員長岡鉱業所長 平成18年6月 // 常務取締役長岡鉱業所長 平成19年6月 // 常務取締役 (現在に至る)	1,500
11	吉田 恒夫 (昭和23年1月21日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 // 開発本部開発技術部長 平成16年6月 // 取締役開発本部副本部長 平成17年6月 // 常務執行役員開発本部副本部長 平成18年6月 // 常務取締役開発本部長 (現在に至る)	3,500

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
12	揖斐敏夫 (昭和24年3月4日生)	昭和47年5月 通商産業省入省 平成13年1月 同省大臣官房技術総括審議官 平成16年9月 当社顧問 平成17年6月 // 執行役員 平成18年1月 // 執行役員札幌鉱業所長 平成18年6月 // 常務執行役員札幌鉱業所長 平成19年6月 // 常務取締役札幌鉱業所長 平成20年11月 // 常務取締役海外本部副本部長 (現在に至る) 平成21年3月 (株)ユニバースガスアンドオイル代表取締役 (現在に至る)	1,700株
13	斉藤満 (昭和25年6月19日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 総務部長 平成15年6月 // 人事部長 平成17年6月 // 執行役員人事部長 平成18年6月 // 常務執行役員 平成19年6月 // 常務取締役 (現在に至る)	1,500
14	松本潤一 (昭和24年9月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年6月 // 執行役員 平成19年6月 // 常務執行役員開発本部副本部長 平成20年6月 // 常務取締役開発本部副本部長 平成21年4月 // 常務取締役 (現在に至る) 平成21年4月 カングアン エナジー インドネシア社 社長 (現在に至る)	500
15	小椋伸幸 (昭和27年5月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 // 探鉱本部海外探鉱二部長 平成15年4月 // 探鉱本部海外探鉱部長 平成18年6月 // 執行役員 平成20年6月 // 常務取締役探鉱本部副本部長 (現在に至る)	900
16	河上和雄 (昭和8年4月26日生)	昭和33年4月 検事任官 昭和58年1月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成元年9月 最高検察庁公判部長 平成3年5月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る)	1,000

- (注) 1. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知19ページ及び20ページに記載のとおりであります。
2. 候補者松本潤一氏は、カングアン エナジー インドネシア社 社長を兼務し、当社は同社に資金の貸付を行っております。
- なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者河上和雄氏は社外取締役候補者であります。
4. 候補者河上和雄氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての知識及び経験に基づく、当社経営に対する監督と幅広い提言による当社より適正な業務執行を期待し、社外取締役として適任と判断し候補者といたしました。
- なお、同氏と当社との間には、平成15年11月より平成19年6月までの間、法律に関する顧問契約があり、当該契約に基づき顧問料を支払っておりました。
- また、同氏の当社社外取締役就任後の年数は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 和角 清、杉浦 勉の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	藤井 健 (昭和23年10月24日生)	昭和47年5月 当社入社 平成14年6月 // 開発本部開発部長 平成15年4月 // 開発本部操業管理部長 平成17年6月 // 執行役員 平成19年6月 // 常務執行役員（現在に至る）	1,500株
2	石関 守 男 (昭和28年2月28日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 // 経理部統括グループ長 平成17年6月 エスケイ産業㈱取締役 (現在に至る)	—

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役 和角 清及び杉浦 勉の両氏は退任されることとなりました。

つきましては、この両氏に対し在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役間の協議によることといたしたいと存じます。

両氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
和角 清	平成17年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
杉浦 勉	平成17年6月 当社常勤監査役（現在に至る）

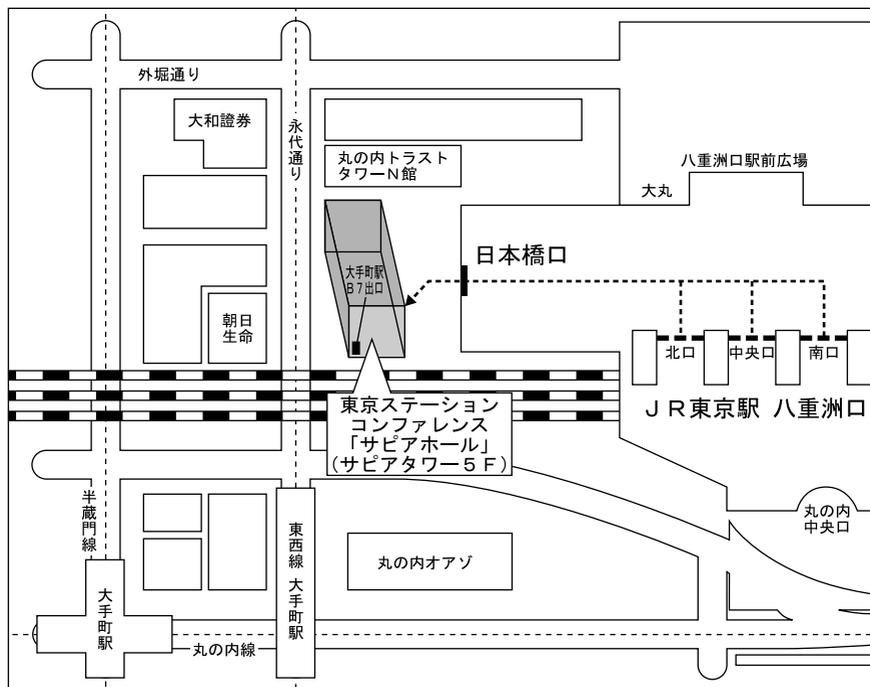
第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役17名（社外取締役1名を含む。）及び監査役4名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額78,300,000円（取締役分74,234,000円、監査役分4,066,000円）支給することといたしたく存じます。

以 上

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス「サピアホール」(サピアタワー5階)
電話 03 (6888)-8080 (代表)



J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分
新幹線専用改札口(日本橋)より徒歩2分
地下鉄 大手町駅 B7出口より徒歩2分